

# 輛の浦しおまち海道プロモーション業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

本業務は、輛の浦しおまち海道サイクリングロード（以下「しおまち海道」という。）の認知度の向上を図るとともに福山市内におけるサイクリング人口の裾野拡大及びサイクリングガイドの育成を目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

輛の浦しおまち海道プロモーション業務

### (2) 業務内容

別紙「輛の浦しおまち海道プロモーション業務委託業務仕様書」のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）2月27日（金）まで

## 3 委託費

委託費の上限は2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

## 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (2) この公表の日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること
- (3) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること
- (4) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること

## 6 参加申込の手続き等

### (1) 連絡・提出先

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目10番1号

公益社団法人福山観光コンベンション協会

電話 084-926-2649

FAX 084-926-0664

E-mail kyokai@fukuyama-kanko.com

### (2) 選考スケジュール

| 項 目              | 日 程                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------|
| 公告               | 2025年（令和7年）7月4日（金）                                      |
| 募集要領等の配布期間       | 公告の日から2025年（令和7年）7月18日（金）午後5時まで                         |
| 質問書の受付期間         | 公告の日から2025年（令和7年）7月9日（水）午後5時まで                          |
| 質問書に対する回答期限・回答方法 | 2025年（令和7年）7月14日（月）<br>公益社団法人福山観光コンベンション協会ホームページに掲載します。 |
| 参加申込書の受付期間       | 公告の日から2025年（令和7年）7月18日（金）午後5時まで                         |
| 参加資格確認結果の通知      | 2025年（令和7年）7月23日（水）                                     |
| 企画提案書等の受付期間      | 2025年（令和7年）7月24日（木）から2025年（令和7年）8月4日（月）午後5時まで           |
| プレゼンテーションの実施     | 2025年（令和7年）8月6日（水）                                      |
| 企画提案書の選定通知       | 2025年（令和7年）8月8日（金）                                      |

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2025年（令和7年）7月4日（金）から同年7月18日（金）（土曜日及び日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

ウ 配布方法

(1) の場所で交付又は公益社団法人福山観光コンベンション協会ホームページ  
(<https://www.fukuyama-kanko.com/>) からダウンロード可。

(4) 質問書の提出及び回答

質問は、次の手続きにより行うことができる。

ア 質問書提出期間

2025年(令和7年)7月4日(金)から同年7月9日(水)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式1)を当協会宛てにE-mailにて提出すること。

・提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

・件名に「鞆の浦しおまち海道プロモーション業務に関する質問」とした上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2025年(令和7年)7月14日(月)に当協会ホームページに掲載。

## 7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年(令和7年)7月4日(金)から同年7月18日(金)午後5時まで

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、受付期間のうち土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、7月18日(金)午後5時必着

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア〜クの書類を作成し、各1部を提出すること。

(ウ、エ、オ、カについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの)

ア 鞆の浦しおまち海道プロモーション業務委託プロポーザル受付票(様式2)

イ 参加申込書(様式3)

ウ 商業登記簿謄本(写しや会社概要でも可)

エ 市税の完納証明書(原本。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただ

し、福山市における納税義務のない者は申立書（様式４）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納が無いことを証明したもの。）

カ 印鑑証明書（原本）

キ 委任状（様式５）（契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合に提出すること。）

ク 誓約書（様式６）

※当協会が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

## ８ プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

７で提出された参加申込書をもとに、参加資格の確認を行う。

### （１）参加資格確認結果の通知

２０２５年（令和７年）７月２３日（水）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知（様式７）する。

### （２）参加申込書の提出者がいない場合又は１者のみの取扱

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が１者のみの場合は、当該１者について、参加資格の確認を行う。

## ９ 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について企画提案書を作成すること。企画提案書の様式等は、日本工業規格Ａ４縦又は横用紙Ａ３版折込可とする。

企画提案書は、原則片面印刷とし、文字の大きさは１０ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また提出する１０部のうち９部については、提案者が特定できる表記及びマーク社章等は記入しないこと。

なお、企画提案書の評価については、「１０ 企画提案書の評価及び評価基準」のとおりとする。

### （１）受付期間

２０２５年（令和７年）７月２４日（木）から同年８月４日（月）（土曜日及び日曜日を除く）の午前８時３０分から午後５時までとする。

なお、郵送の場合も同年８月４日（月）午後５時必着となるため、確実に届く方法で郵送すること。また届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

### （２）提出場所

６（１）に同じ。

### （３）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土曜日及び日曜日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| ア 企画提案書提出書（様式 8） | 1 部                      |
| イ 企画提案書          | 1 0 部（社名あり 1 部・社名なし 9 部） |
| ウ 実績報告書（様式 9）    | 1 0 部                    |
| エ 見積書            | 1 部                      |
| オ 業務実施体制（様式 1 0） | 1 0 部                    |

※当協会が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

## 1 0 企画提案書の評価及び評価基準

9 で提出された企画提案書をもとに、鞆の浦しおまち海道プロモーション業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という）で評価を行う。

なお、受注候補者の選定にあたっては、別表の評価基準及び評価項目に基づき、企画提案書により提案内容の評価を行い、企画提案の内容、業務の実施能力等をプレゼンテーション審査で評価し、採点、審議の上、選定する。

(1) 審査の実施

2 0 2 5 年（令和 7 年）8 月 6 日（水）

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、会長が本業務の受注候補者 1 者、次順位者 1 者を特定する。

評価点が基準点全体の 6 0 % 未満（評価委員の合計点の平均が 6 0 % 未満）の場合は交渉権者として選定しないものとする。

参加者が 1 者のみであっても、評価点が全体の 6 0 % 以上であれば随意契約の交渉を行うものとする。

(4) 選定結果の通知

2 0 2 5 年（令和 7 年）8 月 8 日（金）

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知（様式 1 1）する。

なお特定者に対する採用通知は、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定するものではない。通知後、当協会と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、公益社団法人福山観光コンベンション協会ホームページにて公表する。

(6) 企画提案書の提出がない場合又は 1 者のみ場合の取扱

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(7) 評価点が同点になった場合の取扱

評価点の合計が同点の場合は、評価委員会の多数決により順位を決定する。

## 1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、再度見積もりを徴した上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と当協会との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと会長が認めた場合

(5) 募集要領の内容に違反すると会長が認めた場合

(6) その他当団体の指示に違反する場合

## 1.3 その他の留意事項

(1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。

(2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。

(3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 参加申込書、企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用等は、全て参加者の負担とする。

(5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。

(6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。

- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。  
なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出すること。
- (12) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とする。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ当委員会との協議に基づいて決定する。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当協会は契約を解除できるものとする。この場合、当協会に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して当協会は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- (17) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (18) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当協会と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (19) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律を遵守し、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止など安全管理措置を講じ、その内容を発注者に報告すること。また、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (20) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。